



米国における水道インフラに対する財政支援について — 米国議会調査局報告から —

(はじめに)

米国議会調査局 (The Congressional Research Service (CRS)) では、米国議会の委員会及び国会議員のために共有の職員が仕えており、議会調査局の専門家は立法の全ての過程—公聴会やフロアディベートを通じた草案の作成段階から制定された法律や様々な機関の活動の監視に至るまで—について支援を行っている、とのことです。

以下に、米国における水道インフラに対する財政支援の経緯を示した、2008年8月19日付の米国議会調査局からの米国議会報告「環境保護庁支出予算において指定された水インフラプロジェクト—傾向及び政策の関わり—」の附属書B「背景：水道水についての連邦政府の関わり」、そして、本文の概要について紹介することとします。

(参考) 米国議会調査局について

<http://www.loc.gov/crsinfo/whatscrs.html>

<http://www.wul.waseda.ac.jp/CLIB/MICRO/crs.html>

(出典) <http://ncseonline.org/nle/crsreports/08-Sept/RL32201.pdf>

1. 米国における水道インフラに対する財政支援の経緯について

附属書B：背景

水道水についての連邦政府の関わり

40年余りにわたる都市の下水処理施設に対する連邦政府の支援とは対照的に、ようやく最近(1996年に)、米国議会は、連邦政府の水道水(drinking water)規制に適合するために必要なプロジェクトに対する融資をもって市町村(communities)を援助するため、安全飲料水法(Safe Drinking Act: SDWA)に基づくプログラムを制定した。

水道水に対する資金援助は、いくつかの理由のため、より最近になってから行われるようになった。

まず、1980年代までは水道水についての規則の数はかなり少なく、また、公共水道システムがこれらの規則に適合するための浄水技術に対して多額の投資を行うことを必要とすることは多くなかった。

次に、そして関連して、良質な水道水は多くの市町村において比較的到低コストで利用することができていた。

比べると、本質的に全ての市町村は、水質浄化法(Clean Water Act: CWA)の要求に適合するために下水処理施設を建設又は高度化しなければならなくなっていた。

時を経て、市町村は発展し、商業的、工業的、農業的、及び居住用の土地利用は益々集中するようになり、その結果、水道水源により多くの汚染物質が到達するようになり、水道水を取り巻く環境は

変化していった。

そのうえ、連邦水道水質基準の数が増加することにより、多くの市町村はその水が依然考えていたほどは良質ではなく、そして、新しい基準に適合し公衆の健康を保護するためには追加の浄水技術が必要であることを認識するようになった。

1986年から1996年の間に、例えば、規制対象の水道水汚染物質数は23項目から83項目に増加し、環境保護庁及び州政府は、米国の5万2千の小規模市町村水道システムが安全飲料水法に適合するための増加する費用に見合う財政的能力に欠けるおそれが多いとの懸念を表明した。

米国議会は、安全飲料水法の規定に適合し公衆の健康を保護するために必要な財政プロジェクトによってこれらのシステムを援助するため、州政府水道整備基金（Drinking Water State Revolving Fund : DWSRF）に法律上の権限を与える改正1996年安全飲料水法を制定することによって、これらの懸念に対応した。

このプログラムは、州が公共水道システムに対して融資を行うために用いる州政府水道整備基金に出資するため、環境保護庁に対して法律上の権限を与えるものである。

このプログラムに対する政府支出金は、1994会計年度には599百万ドル、1995会計年度から2003会計年度までは毎年度10億ドルが認められた。実際の政府支出金は、1997会計年度が最初であり、2008会計年度までにおいては、合計では103億ドル、（1997～2008会計年度の12年間の）年平均859百万ドルである。

2. 環境保護庁支出予算において指定された水インフラプロジェクト —傾向及び政策の関わり（概要）—

水インフラシステム（water infrastructure systems）を建設し高度化するために必要な将来の資金—4,850 億ドルと見込まれる—に市町村（communities）が対応するための支援方策として、最近、特定のプロジェクト又は地域のために資金を指定する米国議会の動きが増加してきている。このような立法府の行動は、しばしば一般に「イヤマーキング（earmarking）」と呼ばれている。本報告は、このような指定に焦点を当て、環境保護庁の水インフラストラクチャープログラムに対する政府支出金について論ずるものである。

1989 会計年度以来、水インフラ支援のために 454 億ドルが環境保護庁に支出され、15%以上（70 億ドル）が指定されたプロジェクトの補助金（grant）に使われた。とりわけ 2000 年以降、政府支出金配分者（appropriators）は、そのような補助金（grant）をプロジェクト総数の増大に向けて供与し、多くの市町村がそのような支援を受けると同時に、平均するとより少額の資金（funds）を受け取る結果となった。

米国議会議員は、数々の理由をもって特定の市町村のための資金供与に関与することがある。いくつかのケースでは、他のプログラムに基づく資金供与に対する州の承認を得ることが不成功であった可能性がある。また、特に小さな市町村や農村部の市町村は、全額返済しなければならない州の貸付（loan）を通じて融資されたプロジェクトの費用は受け入れられないほど高い（貸付は、水質浄化法及び安全飲料水法での主要な支援策である。）と思われることから、補助金（grant）を求める。しかし、指定されたプロジェクトはより有利な待遇（貸付ではなく、55%の連邦からの補助金）を受けており、また、この行為は資金供与を受けるプロジェクトの優先順位を決定する州の標準的なプロセスから逸脱していることから、この米国議会の行為は、州プログラムマネージャーやインフラ資金供与プログラム管理者によって批判されている。支出予算を通じて資金供与されたプロジェクトは、通常は米国議会の職権を有する委員会による審査を受けることはない。

しばしば、特に複数年にわたって多額の補助金（1 億ドル以上）を受け取る数少ないプロジェクトに注目が集まる。しかし、指定されたプロジェクトの大半は、比較的少額しか受け取っていない。環境保護庁支出予算法令で指定されたプロジェクトの 75%以上は、認定総額（total awards）が 2 百万ドル以下（単年度又は複数年において）である。米国議会議員、関心を有するグループ及び政府

担当者の中にはこのようなタイプの米国議会の行為に批判的な者もあるが、市町村はこのようなタイプの支援を求め続け、このような行為が中止される様子は伺えない。

(参考) イヤマーク予算について

http://www.nistep.go.jp/achiev/ftx/jpn/stfc/stt075j/0706_03_featurearticles/0706fa02/0706fa02_notes02.html

[表] 環境保護庁支出予算法で指定された水インフラ補助金の推移

会計年度プロジェクト数 補助金総額 平均補助額 授与された補助金の範囲

Fiscal Year	# of Projects	Total Grants	Average Grant	Range of Grant Awards
1989	4	\$68,000,000	\$17,000,000	\$3 million-\$25 million
1990	4	\$53,000,000	\$13,250,000	\$6.8 million-\$20 million
1991	2	\$35,700,000	\$17,850,000	\$15.7 million-\$20 million
1992	8	\$435,000,000	\$54,375,000	\$35 million-\$100 million
1993	13	\$556,000,000	\$42,769,231	\$7 million-\$100 million
1994	9	\$558,000,000	\$62,000,000	\$10 million-\$150 million
1995	46	\$834,100,000	\$18,132,609	\$200,000-\$100 million
1996	20	\$306,500,000	\$15,325,000	\$150,000-\$100 million
1997	21	\$301,000,000	\$14,333,333	\$50,000-\$100 million
1998	42	\$393,125,000	\$9,360,119	\$100,000-\$75 million
1999	82	\$401,750,000	\$4,899,390	\$100,000-\$50 million
2000	143	\$395,344,000	\$2,764,643	\$285,000-\$50 million
2001	244	\$466,370,000	\$1,911,352	\$50,000-\$75 million
2002	339	\$458,900,000	\$1,353,687	\$100,000-\$75 million
2003	491	\$413,407,272	\$841,970	\$19,870-\$49.7 million
2004	520	\$425,077,160	\$817,456	\$84,598-\$49.7 million
2005	669	\$401,685,600	\$600,427	\$29,760-\$49.6 million
2006	259	\$288,806,966	\$1,084,197	\$49,300-\$49.3 million
2007	2	\$83,749,000	\$41,874,500	\$34.5 mil.-\$49.3 million
2008	282	\$177,192,000	\$628,340	\$78,750-\$24.6 million

(訳注) 上下水道プロジェクトの合計である。2007年はわずか2プロジェクトとなっているが、その理由は上記「(参考) イヤマーク予算について」を参照されたい。

(文責) センター常務理事兼技監 安藤 茂

配信先変更のご連絡等について

「JWRC水道ホットニュース」配信先の変更・追加・停止、その他ご意見、ご要望等がございましたら、会員様名、担当者様名、所属名、連絡先電話番号をご記入の上、下記までE-メールにてご連絡をお願いいたします。
〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-8-1 虎ノ門電気ビル2F (財)水道技術研究センター ホットニュース担当
E-MAIL : jwrchot@jwrc-net.or.jp

TEL 03-3597-0214 FAX 03-3597-0215

また、ご連絡いただいた個人情報は、当センターからのお知らせの配信業務以外には一切使用いたしません。